

月刊 化学物質管理 オンラインセミナーレポート

本PDFは著者物のため、掲載内容を無断で複写（コピー）・転載・販売することを禁じます。

2025 年度 第 2 回 ストックホルム条約 の最新状況と見通し(環境省)

月刊 化学物質管理 編集部

月刊 化学物質管理では 2025 年度も無料オンラインセミナーを開催いたします。今年度は、国内の化学物質規制を所管する厚生労働省、環境省、経済産業省のご担当者さまをお招きし、各省が担う化学物質政策についてご講演いただきます。

第 2 回として、2025 年 12 月 4 日に、環境省 大臣官房環境保健部 化学物質安全課 化学物質審査室の伊藤氏に「ストックホルム条約の最新状況と見通し」として、ご講演いただきました。

2025 年春に開催され、附属書 A(廃絶)に 3 物質を追加することが採択された COP12 と、COP12 前後の会合である POPRC20・POPRC21 での議論内容を解説いただきました。COP12 の採択を踏まえ、化審法第一種特定化学物質への指定審議の状況についても、ご教示くださいました。さらに、現在多くの国で規制の動きがある PFAS 関連の国内における取り組みもご紹介いただきました。

本号では、セミナーレポートとして読者の皆さまにとって有用と思われるポイントを、当日寄せられた質問への回答と合わせて、ご紹介いたします。

※ 掲載します資料は講演時(2025 年 12 月)の情報となります。

セミナー開催日:2025 年 12 月 4 日(木) 13:00 ~ 15:00

講演: 環境省 大臣官房環境保健部 化学物質安全課 化学物質審査室

伊藤 悟志 氏

～セミナーレポート～

ストックホルム条約の概要と経緯

- POPs(残留性有機汚染物質)から人の健康及び環境を保護することを目的に、POPsの製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を講ずる条約として、2004年5月にPOPs条約は発行された。2025年11月現在で、日本を含む186の国と地域がPOPs条約に参加している。
- POs条約の対象となる物質は、年に1回行われるPOPRC(残留性有機汚染物質検討委員会)での3段階(附属書D, E, F)の検討プロセスを経て、2年に1回行われるCOP(締約国会議)に勧告され、物質の追加が決定する。このような決定プロセスとなり、突然、附属書A, B, Cに物質が追加されることではなく、複数年の検討を経たのちに附属書A, B, Cへの追加が行われるため、条約の検討動向を注視いただきたい。

1. ストックホルム条約の概要と経緯

ストックホルム条約とは

- POs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)とは、残留性有機汚染物質の、製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している条約。



Stockholm Convention
on persistent organic
pollutants (POPs)

POPs (Persistent Organic Pollutants 残留性有機汚染物質)

- = ①毒性があり、
- ②分解しにくく、
- ③生物中に蓄積され、
- ④長距離を移動する物質。

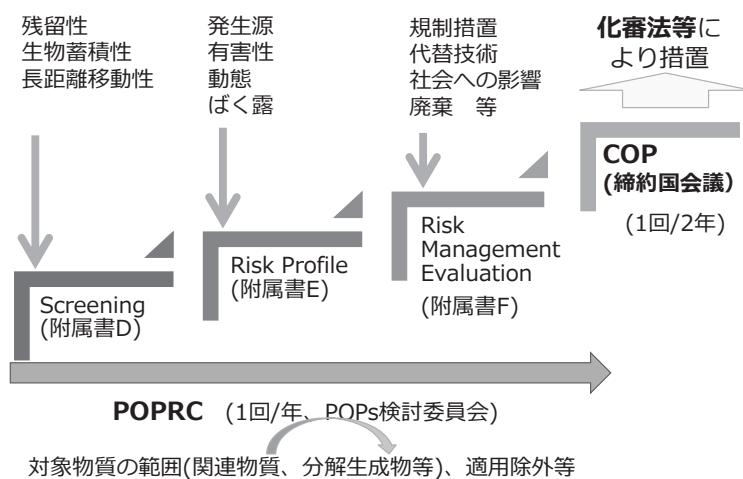


1カ国に止まらない
国際的な汚染防止の
取組が必要。

1. スтокホルム条約の概要と経緯

POPRC・COPとは

- 「残留性有機汚染物質検討委員会」（Persistent Organic Pollutants Review Committee、通称POPRC。加盟国の31人の専門家から構成。）では、加盟国から提案された物質について、①スクリーニング、②危険性に関する詳細検討（リスクプロファイル）、③リスク管理に関する評価の検討の3段階のプロセスを経て、締約国会議（Conference of the Parties、通称COP）に勧告する。



- 2025年4,5月に行われたCOP12によって追加採択された3物質群を含む、以下の物質群が、現在のPOPs条約の対象物質である。

1. スтокホルム条約の概要と経緯

POPs条約の対象となっている物質一覧

附属書A（廃絶） 33物質群

「アルドリン」、「 α -ヘキサクロロシクロヘキサン」、「 β -ヘキサクロロシクロヘキサン」、「クロルデン」、「クロルデコン」、「デカブロモジフェニルエーテル」、「ディルドリン」、「エンドリン」、「ヘプタクロル」、「ヘキサブロモビフェニル」、「ヘキサブロモシクロドデカン」、「ヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテル」^{※1}、「ヘキサクロロベンゼン」、「ヘキサクロロブタジエン」、「リンデン」、「マイレックス」、「ペンタクロロベンゼン」、「ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類」、「ポリ塩化ビフェニル(PCB)」、「ポリ塩化ナフタレン(塩素数2~8のものを含む)」、「短鎖塩素化パラフィン(SCCP)」、「エンドスルファン」、「テトラブロモジフェニルエーテル及びペントブロモジフェニルエーテル」^{※1}、「トキサフェン」、「ジコホル」、「ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質」^{※1}、「ペルフルオロヘキスルホン酸(PFHS)とその塩及びPFHS関連物質」^{※1}、「UV-328」、「デクロランプラス」、「メトキシクロル」、「長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及びLC-PFCA関連物質」^{※1}、「中鎖塩素化パラフィン」、「クロルビリホス」^{※2}

附属書B（制限） 2物質群

「1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(DDT)」、「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩及びペルフルオロオクタンスルホニルフオリド(PFOSF)」^{※1}

附属書C（非意図的生成物） 7物質群（うち5物質群は附属書Aと重複）

「ヘキサクロロベンゼン(HCB)」^{※3}、「ヘキサクロロブタジエン」^{※3}、「ペンタクロロベンゼン(PeCB)」^{※3}、「ポリ塩化ビフェニル(PCB)」^{※3}、「ポリ塩化ナフタレン(塩素数2~8のものを含む)」^{※3}、「ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)」、「ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)」

※1 これらの物質は「物質群」としてカウントすることがPOPs条約事務局から提案されている。

※2 令和7年の締約国会議で追加を決議。今後国連から通報が行われ、その1年後に効力発生される見込み。

※3 HCB、ヘキサクロロブタジエン、PeCB、PCB、ポリ塩化ナフタレンは附属書Aと重複。

特集 1

GHS・SDSのJISが変わる ～JIS Z7252・JIS Z7253の改定ポイントと 事業者における対応準備～(後編)

化学品管理子

はじめに

こんにちは。化学品管理子です。2025年10月号の前編に引き続き、GHSとSDSに関する日本産業規格、JIS Z7252とJIS Z7253の改訂についてお話しします。2025年12月25日に、これら二つのJISの改正が公示されました。それぞれの正式名称は、下記の通りです。

- JIS Z7252:2025 GHSに基づく化学品の分類方法
- JIS Z7253:2025 GHSに基づく危険有害性情報伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

JIS Z7253では、規格名称にも変更がありましたね。全体としては、国連GHS文書の改訂に伴う内容修正と、実態に合わせる形での内容変更が中心となっています。

前編では主な変更点について、意見募集版の内容をもとに整理しました。後編となる今回はさらに一步踏み込み、事業者の実務に直結する視点、すなわち「既存の製品・商品の危険有害性分類の見直しに関する事項」「既存のSDSの内容の見直しに関する事項」「今

後の危険有害性分類及び試験の見直しに関する事項」といった観点から、今回のJIS改訂にどのように対応していくかを解説したいと思います。

JISの原文を手元に置きつつ、変更点を踏まえて実務でどう活かすか考えていただければと思います。SDSの改訂再発行は大変な作業ですが、化学品管理の土台を整えるチャンスです。

1. 既存の製品・商品の危険有害性分類の見直しに関する事項

以下は、既存の製品・商品の組成や含有物質の確認が必要な事項である。

JIS Z7252 関連

- 分類「爆発物」の判定見直し(「鈍性化爆発物」の関連事項も変更)
- 可燃性ガスの分類見直し
- 分類「エアゾール」に「加圧下化学品」を追加
- 酸化性物質を含有する混合物の「自己反応性化学品」判定(修正)

JIS Z7253 関連

- 「SDSを作成する濃度」誤えん有害性区分1物質を含有する混合物の定義

1.1 分類「爆発物」の判定見直し

従来の国連GHS及びJISでは、「区分」ではなく国連危険物輸送勧告(UNモデル規則)に沿って定義された「等級」をそのまま準用していたが、国連GHS改訂第9版より、等級に対応させた形で区分が定義された。図表1は、等級と区分の対応をまとめたものである。

国連危険物輸送勧告では、爆発又は火工効果を目的に製造されたものを対象に1.1～1.6の等級を定義しているが、GHSにおいてはそれ以外の物品についても区分1物質として分類される可能性がある点に注意が必要である。実務上は、従来GHSで爆発物として分類されていた化学品の他、爆発又は火工効果を目的として製造されたもの以外で爆発のおそれがあるものについては再確認が必要と考えられる。ただし、先のうちGHSで自己反応性化学品又は有機過酸化物として分類されているものは爆発物としては除外される。

1.2 可燃性ガスの分類見直し

可燃性ガスは、国連GHS改訂第7版で区分が見直され、それまで区分がなかった「自然発火性ガス」「化学的に不安定なガスA」「化学的に不安定なガスB」をGHS区分に組み入れる形になった。また、可燃性ガスに区分1Bが追加された。これは、いわゆる微燃性ガスと呼ばれるものために設けられた区分で、国内では高圧ガス保安法の「特定不活性ガス」に相当する。いわゆる代替フロンのHFC-32等の冷媒やアンモニアガスなどが相当する。現在可燃性ガスとして分類されている化学品については今一度分類を見直してみる必要があるだろう(図表2)。

UN危険品	(可燃性固体等として分類)		爆発物**等級1.1～1.6の判定は UN Manual of Tests and Criteriaを参照する		
	右記以外で爆発性があるもの	爆発又は火工効果を目的として製造されたもの他	1.1・1.2・1.3・1.5・1.6 1.4※ ※区分2B・2Cの条件に合致しないもの		1.4 爆発危険性が比較的低いもの
			隔離区分S	左記以外	
GHS	区分1			区分2	

図表1 UN爆発物の等級とGHS区分の対応

JIS Z7252:2019	自然発火性ガス	化学的に不安定なガス		可燃性ガス	
		A	B	区分1	区分2
JIS Z7252:2025	区分1A 			区分1B 	区分2 (なし)
	自然発火性ガス 	化学的に不安定なガス 		可燃性ガス	

図表2 可燃性ガス区分のJIS Z7252:2019とJIS Z7252:2025での比較

特集 2

ネオニコチノイド農薬の現状と課題 —人と環境を守るために—

柳澤 博幸 (やなぎさわ ひろゆき)^{*1,3}、土肥 栄祐 (どひ えいすけ)^{*2,3}、
小川 貴久 (おがわ たかひさ)^{*3}、飯田 順嗣 (いいだ よりつぐ)^{*3}、中野 芳朗 (なかの よしろう)^{*3}、
竹内 勝之 (たけうち かつゆき)^{*3}、浅沼 信治 (あさぬま しんじ)^{*4,5}、伊澤 敏 (いざわ さとし)^{*4,5}

*1 SGSジャパン(株) 経営戦略部

*2 国立精神・神経医療研究センター 神経研究所

*3 東京科学大学 医療・創薬イノベーション教育開発機構

*4 JA長野厚生連佐久総合病院

*5 (一財)日本農村医学研究会

1. はじめに

1.1 『夢の農薬』から懸念の対象へ

農薬は、害虫・病害・雑草の防除、農作物の収量や品質の安定化、さらに労働負担の軽減を目的として広く利用されてきた。一方で、従来の有機リン系やカーバメート系農薬は哺乳類への毒性が高く、作業者の安全性や環境リスクが問題視されていた。また、害虫の抵抗性獲得により既存農薬の効果が低下するという課題も顕在化していた。

このような背景の中、1990年代に登場したネオニコチノイド系農薬(図表1)は、浸透移行性と高い殺虫効果を特徴とし、世界的に急速に普及した。ネオニコチノイドは昆虫の中枢神経系に存在するニコチン性アセチルコリン受容体(nAChR)に高い親和性を示し、過剰刺激による神経伝達阻害を引き起こすことで麻痺

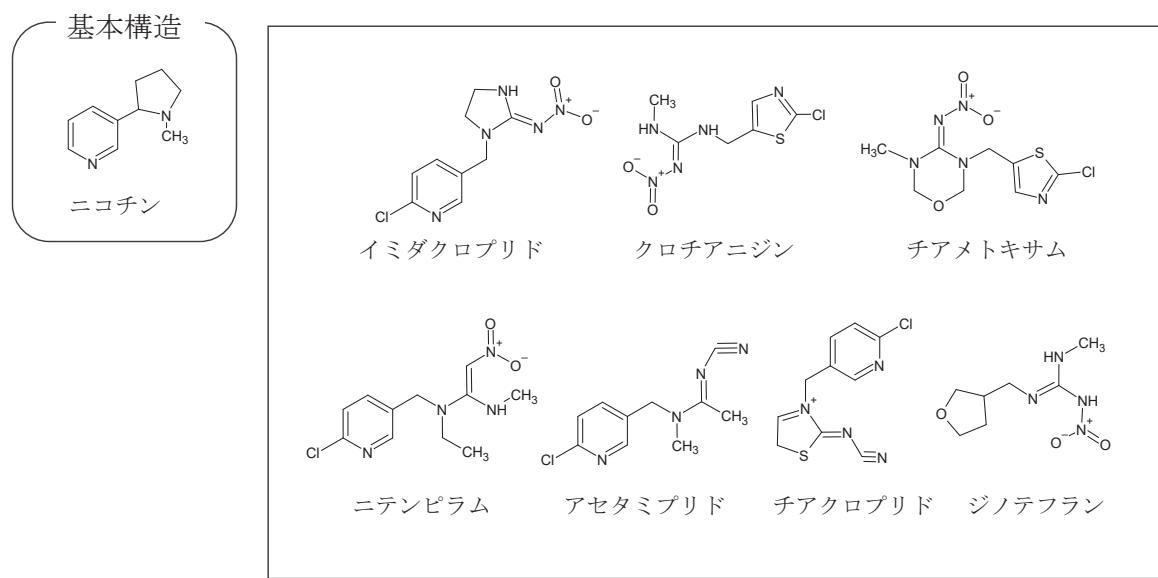
や死に至らせる。一方、ヒトにもnAChRは存在するが、結合性が弱いため急性毒性は低いとされ、当初は「昆虫にのみ作用する安全な農薬」と期待された。

さらに、種子処理や土壤処理による浸透移行性により植物全体に薬剤が行き渡り、長期間効果を発揮すること、低用量で高い効果を示すことから、環境中での使用量を減らせる点も普及を後押しした。加えて、コナジラミ、アブラムシ、甲虫類、さらには一部のチョウ目種など幅広い害虫に有効であることから、ネオニコチノイド系殺虫剤は世界市場で最も広く使用される殺虫剤となり、2014年時点での市場シェアは25%以上に達していた¹⁾。

しかし、2010年代後半以降、ミツバチの大量死をはじめとする生態系への影響に加え、ヒトにおける慢性的曝露による健康リスクが国際的に問題視されるようになった²⁾。2019年には、山室らが島根県宍

道湖での調査において、水田で使用されるネオニコチノイド系殺虫剤が水生無脊椎動物を減少させ、ウナギやワカサギなど魚類資源の激減に関与した可能性を指摘し、大きな社会的関心を集めた³⁾。欧州連合(EU)では2013年以降、ネオニコチノイドに関する規制が段階的に強化されている。2013年の実施規則(EU)2013/485により一部使用が制限された。さらに2018年には実施規則(EU)2018/783、784、785に基づき、主要なネオニコチノイド3種(イミダクロプリド、クロチアニジン、チアメトキサム)の屋外使用が原則禁止された。米国でも州レベルで規制が拡大している。一方、日本では「農薬取締法に基づく規制の現状と今後について」(農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課、2020年10月)によると、水稻や園芸作物で依然として広くネオニコチノイド系農薬が使用

され続けており、最大残留基準値(MRL)の設定や農薬の定期再評価制度は存在するものの、欧州の屋外使用全面禁止などに比べ緩やかな規制に留まっている。本稿では、ネオニコチノイド系農薬がどのような科学的根拠に基づいて認可されてきたのかを整理するとともに、近年明らかになりつつあるヒトおよび哺乳類への影響に関する知見を概観する。その上で、国際的動向と日本の現状を比較し、規制の遅れがもたらすリスクと課題を明らかにし、最先端の分析方法を整理することで、取り得る対策を含めた今後の展望を考察する。本稿の目的は、市場を過剰に刺激することではなく、科学的知見に基づき、環境と人の安全を守るために必要な対応を検討し、関係者と協調しながら適切な解決策を提示することである。



図表1 ネオニコチノイド類の化学構造

Focus

EU サーキュラーエコノミー政策 昨年の振り返りと今年の動き

(公財)日本生産性本部 コンサルティング部

エコ・マネジメント・センター長

上智大学大学院 地球環境学研究科 非常勤講師

喜多川 和典 (きたがわ かずのり)

2月号の恒例となります、日本生産性本部 喜多川氏より、EU サーキュラーエコノミー(CE)政策の昨年一年の総括と本年以降の見通しについて寄稿をいただきました。現状把握のために、また、今後 EU CE 政策の進展をどのような観点からウォッチすればよいのか、そのヒントとしてご参考になさっていただけましたら幸いです。

はじめに

2025 年は、包装および包装廃棄物規則(PPWR)の採択や使用済み自動車規則(ELV 規則)の審議など、プラスチックの循環利用に関わる法制度に大きな動きが認められた年であった。

また、欧州議会選挙の結果、議員数で大きく台頭した中道右派および右派政党からは、これまでの厳格な環境規制に対するレビューとして、「グリーン・ディール疲れ」が提唱されるなど、従来の環境政策に対する「実行可能性」と「費用負担」を重視する調整圧力を生じる状況となった。しかしながら、サーキュラーエコノミー(CE)政策については、重要原材料法(CRMA)の施行に見られるように、これまでの環境保護政策に対し、資源安全保障や経済主権を確保するための新たな産業戦略としての役割も加わることで、その勢いは衰えていないものと思える。

本稿では、それらの動きを追うとともに、2026 年

中の発行を目指す「サーキュラーエコノミー法」の策定動向を展望し、今後の EU の CE 政策が、いかにして「環境」と「産業競争力」のバランスを図りながら、新たなステージへと移行しようとしているのかについて考察をする。

1. プラスチックの循環利用に関わる動き

1) 包装および包装廃棄物規則(PPWR)の本格的な施行に向けた動向

包装および包装廃棄物規則(PPWR:Packaging and Packaging Waste Regulation)は、2024 年 3 月に EU 議会で、同年 4 月には EU 理事会で暫定合意に到り、その後、発行された。昨年の同規則に関わる動きは、本格施行のための関連する諸施策の準備と加盟国における新法への準備体制づくりへと移ってきたものと見ることができる。

～ 各社の化学物質管理 ～

第 104 回

より安全で持続可能な社会に向けた 花王の GFC 推進活動

第 1 部：GFC やサーキュラーエコノミー等を 考慮した化学物質管理の取組

GFC: Global Framework on Chemicals(化学物質に関するグローバル枠組み)

花王株式会社 品質保証部門 技術法務・技術涉外センター
GFC推進事務局 兼務 化学品・原料技術法務部
Ph.D. 長谷 恵美子 (はせ えみこ)

はじめに

花王は、「気候変動、生物多様性損失、化学物質・汚染」という地球の三重危機を認識し、化学物質管理を通じてより安全で持続可能な社会の実現に貢献することを目的に、戦略的な取組を進めている。国際的には、パリ協定や生物多様性枠組みと並び、2023 年に国連環境計画(UNEP)の下で合意された「Global Framework on Chemicals」(GFC)が重要な枠組みとなっている。日本では、2025 年に GFC 国内実施計画が策定され、国際的には 2026 年に運用ルールが整備される見込みであり、企業はこれに適応した取組を求められる。特に、バリューチェーンにおけるモノと情

報の循環、投資家・金融を含むステークホルダー間での情報と資金の循環を促すルールは、科学的根拠に基づく産業界の化学物質管理が適切に評価され、社会からの評価向上、企業価値向上、事業・経営への貢献につなげるための手段として期待されている。本稿では自主的な化学物質管理目標に取り組む意義・背景と花王の事例を紹介する。

1. 地球規模での課題と GFCへの期待

気候変動や生物多様性の損失と並び、化学物質・汚染は地球の持続性を脅かしている¹⁾。2023 年に合意された GFC は、化学物質管理を通じてこれらの課題

月刊



Vol.10
2025.8～2026.7

月 刊:毎月1回発行
年12冊(年間購読)
体 裁:A4 モノクロ
頁 数:70-100頁
(号により変動)
価 格:冊子版のみ 55,000円
(税込(消費税10%))
(年間購読:12冊)
I S S N:2424-1180

★「冊子版のみ」の他に
「電子版のみ」、「冊子+電子版」の形態も
ご準備しております。

★月1回のメールマガジン配信中!
化学物質管理に関する情報をお届けします!

★ホームページではコラム等も更新中♪
ぜひご覧ください。

詳細はホームページをご確認ください。
<https://johokiko.co.jp/chemmaga/>

Concept

海外を中心に、必要な化学物質規制や関連情報を、
「タイムリーに」「分かりやすく」「つっこんだ内容」で提供する

主な読者ターゲット

企業の含有化学物質／環境規制担当者、
RC担当者、安全衛生責任者、開発研究者、
その他実務担当者

刊行の狙い

「国内、世界の化学物質規制が年々強化されている」
「海外を中心に、多数の関連規制をタイムリーに把握／対応す
るのに苦慮している」
「後手に回っている化学物質管理を自社の強みに変えたい」
⇒多々寄せられるこのような声に応えるべく、形式にとらわれ
ず、タイムリーで必要性の高い情報を提供できる「雑誌」という
媒体での情報提供を企画。月刊誌。

充実の ラインナップ

本誌の構成

- ・インタビュー～キーマンに聞く
- ・特集記事～国内外の規制動向
- ・各社の化学物質管理
- ・コラム
- ・ニュースレター
- ・質問箱 など

特集テーマ

- ・REACH,RoHS,CLP規則
最新動向
- ・米国TSCA・HCS・州法
- ・中国の環境・化学物質規制
- ・東南アジアの化学物質規制
- ・化審法、安衛法、毒劇法等
国内法規制
- ・各国のGHS対応
- ・危険物輸送勧告
- ・世界の新規化学物質届出
- ・情報伝達ツール
など喫緊の課題の動向・対応策

キーマンへの インタビュー

経産省や環境省など
関連官庁をはじめ
工業会、大手企業など
業界のキーマンに聞く！

法令改正や法令対応、
化学物質管理に関する
取り組みなどを掲載